

医療費の窓口負担割合が変わります

このお知らせによる手続きは不要です。

- **令和4年(2022年)10月1日から**、後期高齢者医療の加入者で、要件を満たす方は、**医療機関での負担割合が2割**になります。(次ページ参照)
- 変更対象となる方は、熊本県の後期高齢者医療加入者全体のうち**約14%**の方です。

旧基準：令和4年9月30日まで

新基準：令和4年10月1日から

区分	医療機関窓口での負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割
低所得者 (住民税非課税世帯等)	1割

区分	医療機関窓口での負担割合
現役並み所得者	3割
要件を満たす方	2割
一般所得者	1割
低所得者 (住民税非課税世帯等)	1割

令和4年度後期高齢者被保険者証の2回交付について
(窓口負担割合の見直しが令和4年10月1日开始するため)

1
回目

有効期間は、**令和4年8月1日～9月30日**まで
＜**加入しているすべての方へ7月中**にお渡しします＞

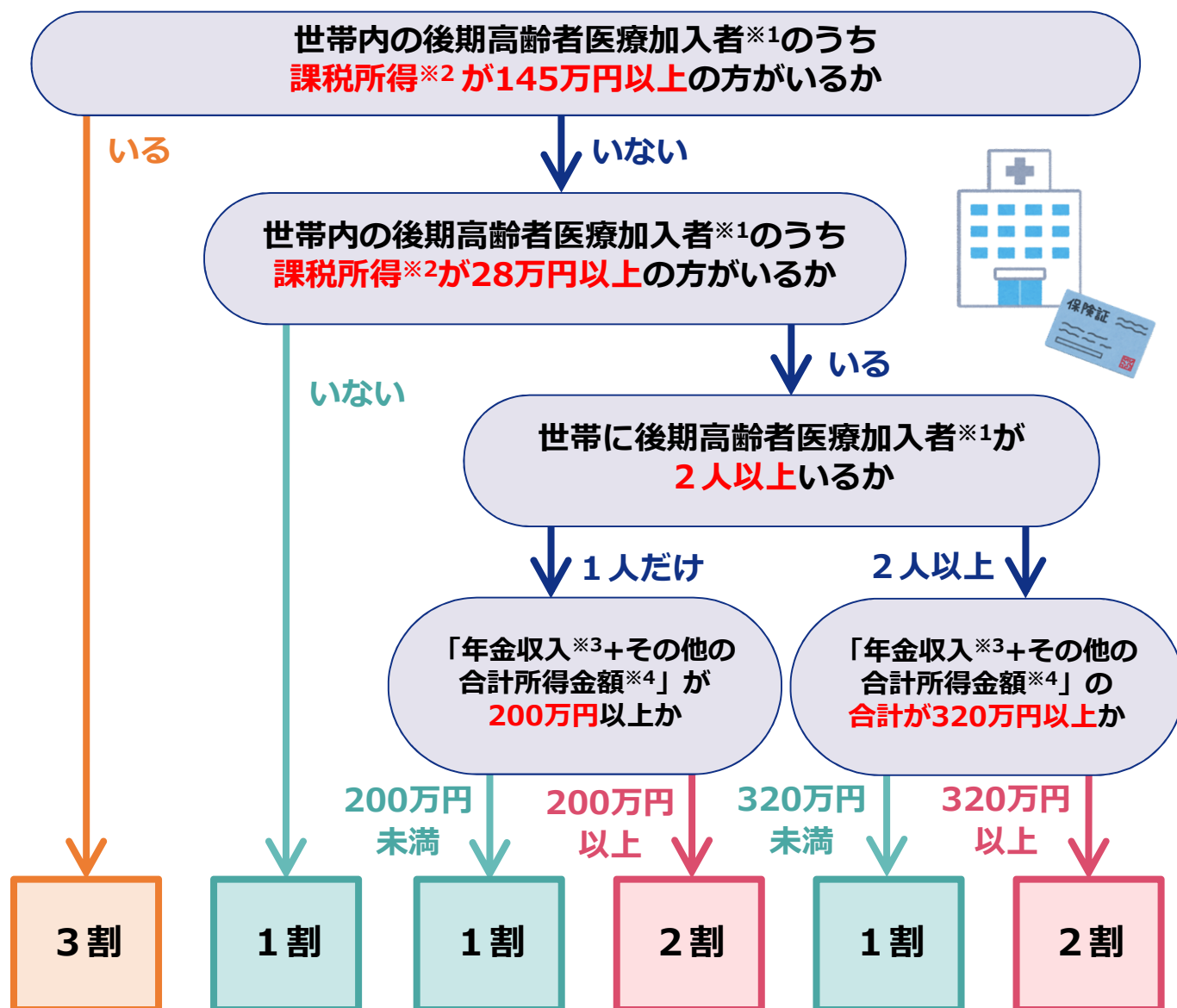
その後

2
回目

有効期間は、**令和4年10月1日～令和5年7月31日**まで
＜**加入しているすべての方へ9月中**にお渡しします＞

窓口負担割合は、主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合は、後期高齢者医療加入者※¹の課税所得※²や年金収入※³をもとに、**世帯単位**で判定します。
(令和3年中の所得をもとに、負担割合の判定を行い、令和4年10月からの負担割合を決定します。)



◇3割に該当する方のうち、申請により1割又は2割になる場合があります。

※1 「後期高齢者医療加入者」とは

75歳以上の方および65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方

※2 「課税所得」とは

住民税納税通知書の「課税標準」の額。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)

※3 「年金収入」とは

遺族年金や障害年金は含まず、公的年金等控除を差し引く前の金額

※4 「その他の合計所得金額」とは

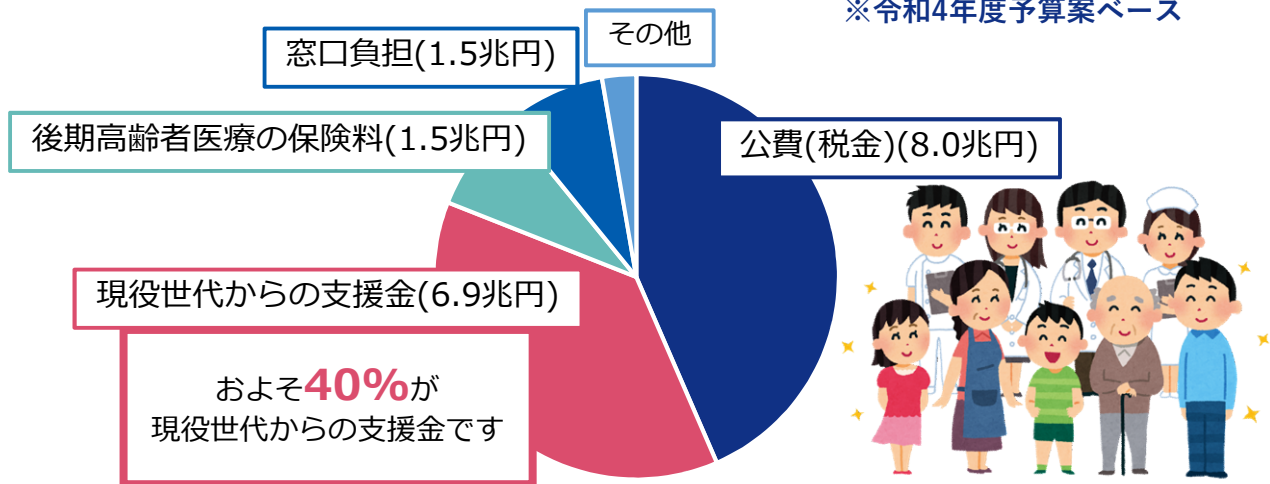
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

見直しの背景

- 令和4年度以降、**団塊の世代**が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて**約40%**は現役世代(子や孫)の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

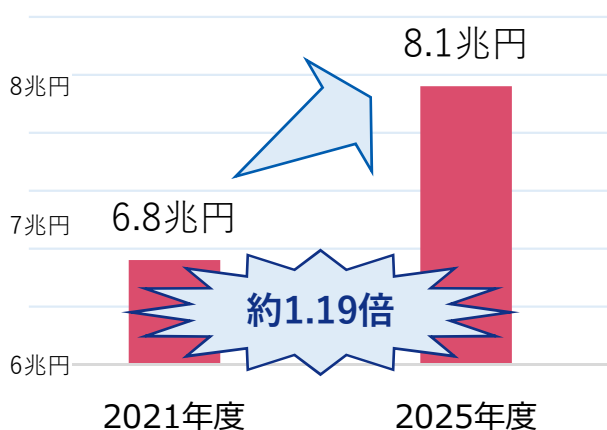
75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額18.4兆円)

※令和4年度予算案ベース

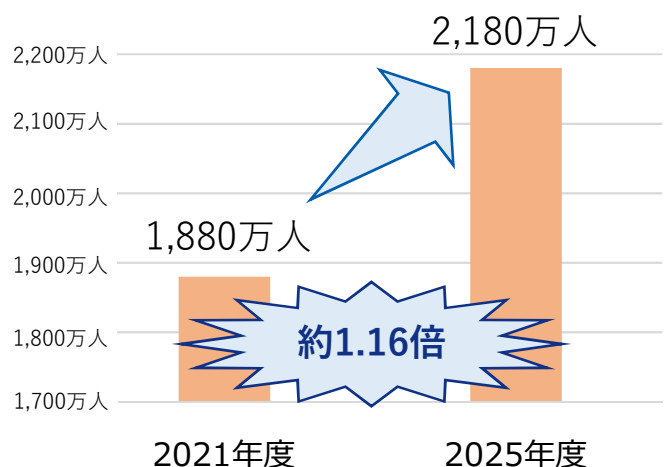


約300万人増加

現役世代からの支援金の増加



75歳以上人口の増加



窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年(2022年)10月1日の施行後3年間
(令和7年(2025年)9月30日まで)は2割負担となる方について、
1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を
3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、
登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。



- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には
令和4年(2022年)9月頃に熊本県後期高齢者医療広域連合から
申請書を**郵送**します。

※申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をお願いいたします。

ご注意ください！

- 厚生労働省や市町村が、電話や訪問で
口座情報の登録をお願いすることや、ATMの
操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、警察署または
消費生活センターにお問い合わせください。



書類は必ず
郵送でお届けします



お問い合わせはこちらまで

- 制度の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)【令和4年3月まで開設】
【受付日時：月曜日～土曜日の9:00～18:00(日曜日・祝日は休業)】 にお問い合わせください。
- 制度の見直しによる窓口負担割合のおおまかな算定や負担を抑える配慮措置については、
「熊本県後期高齢者医療広域連合」または
市町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。
- 不審な連絡があったときは、お住まいの
都道府県の警察署(#9110)または消費生活センター(#188)までお問い合わせください。